

土木工事施工条件明示 の手引き(案)

令和元年 11月
国土交通省 九州地方整備局

1

1(1).手引き(案)策定の背景

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」 第6条(発注者の責務) 第5項

設計図書に**適切に施工条件を明示**するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、**適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の変更を行うこと。**

- 「**施工条件の明示**」は**発注者の責務**であるが、工事によっては明示する条件の不足や不明瞭さにより、円滑な設計変更が図られないケースが見受けられる。

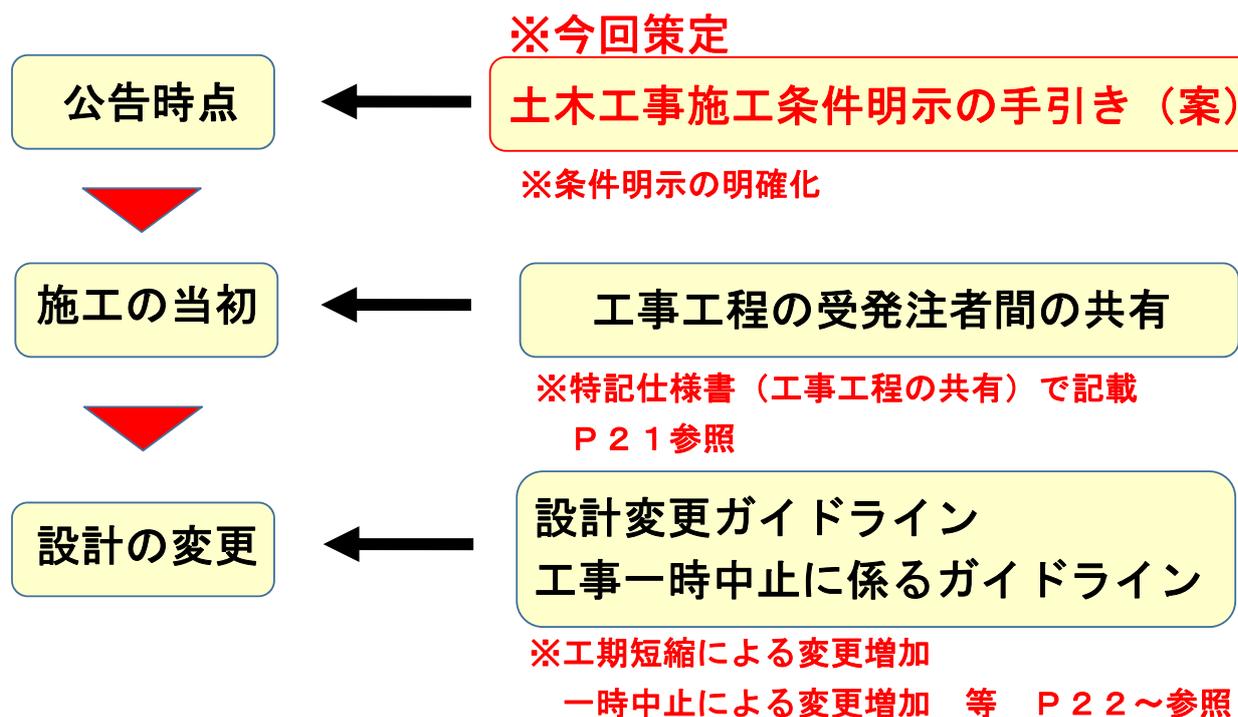
業界団体からの意見の例

- 借地が必要であるのに、明記されていない。
- 概算発注であるのに、設計完了予定が明記されていない。
- 支障物件の移設が、明記されている時期に完了しない。
- 道路工事で、8時間の作業時間が確保できないのに明記されていない。 等

- **適切な条件明示の徹底を図るため、「土木工事施工条件明示の手引(案)」を作成**

2

1(2). 工事工程における協議等の流れ



※公告時点の条件明示を徹底し、契約時点の前提条件を明確化することにより、設計変更の円滑化を図る。

3

2. 手引き(案)の構成

○以下を参考に条件明示を行うこととする。

3. 明示項目及び明示事項(P5~)

「条件明示について」（平成14年3月28日）国官技第369号

※設計図書に明示すべき項目・事項についてまとめている。

4. 特記仕様書による条件明示の例(P9~)

条件明示を行う場合の記載例をまとめているので、これを活用し条件明示事項を確認する。

本手引き（案）の3. 及び4. はあくまで「例」である。最低限必要な事項であり、すべてを網羅したものではない。

土木工事は多種多様な条件下で施工するため、各々の工事特性に応じた条件を適宜追加して明記すること。

難しく考えずに、

- ・ 自分自身が施工する立場になった場合、施工計画を立てる時に知っておきたいことは何か？
- ・ 施工者に伝えておきたいことは何か？
- ・ 公告段階で完了していないことがあれば、それは何で、いつまでに完了する予定なのか？

という観点で条件明示をすればよい。

4

3. 明示項目・明示事項(1)

明示項目	明示事項
工程関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。 2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。 3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期。 4. 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲。 5. 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。 6. 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間。 7. 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。
用地関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期。 2. 工事用地等の使用終了後における復旧内容。 3. 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。 4. 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。

5

3. 明示項目・明示事項(2)

明示項目	明示事項
公害関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。 2. 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間。 3. 濁水、湧水等の処理で特別な対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等）。 4. 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等。
安全対策関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間。 2. 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容。 3. 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容。 4. 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容。 5. 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容。
工事用道路関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。 2. 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間。 3. 濁水、湧水等の処理で特別な対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等）。 4. 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等。

6

3. 明示項目・明示事項(3)

明示項目	明示事項
仮設備関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等。 2. 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法。 3. 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容。
建設副産物関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件。 2. 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容。 3. 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件。
工事支障物件等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地上、地下等の占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等。 2. 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等。
薬液注入関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等。 2. 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容。

7

3. 明示項目・明示事項(4)

明示項目	明示事項
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事事業資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等。 2. 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等。 3. 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等。 4. 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容。 5. 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件。 6. 工事事業電力等を指定する場合は、その内容。 7. 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容。 8. 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期。 9. 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等。

4. 特記仕様書による条件明示の例(1)

第2章 施工条件

第〇条 本工事の施工にあたっての施工条件を下記に明示するので、受注者は、施工計画書の作成時及び工事施工時においては、十分留意するものとする。なお、明示した施工条件に変更が生じた場合は、契約変更の対象とする。また、施工条件が当初の段階で想定できず、工事実施期間中に発生した場合についても、発注者と受注者とが協議し契約変更の対象とする。

1) 工期

【発注者指定方式の場合に記載】

・本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事である。

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

工 期：令和■■■年■■■月■■■日から令和●●●年●●●月●●●日まで

↑※発注者が指定する工事の始期及び終期を記載。

(余裕期間：契約締結日の翌日から令和▲▲年▲▲月▲▲日まで)

↑※工事の始期の前日を記載。

なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。

【任意着手方式の場合に記載】

・本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者は工事の始期を任意に設定することができる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別記様式-1により、工事の始期を通知すること。

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

工 期：工事の始期から●●●日間

↑※発注者が指定する実工事期間を記載。

(但し、令和■■■年■■■月■■■日(工事着手期限)までに工事を開始すること)

↑※工事を開始しなければならない最終日を記載

契約締結後において、工事の始期の変更の必要が生じた場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。

なお、低入札価格調査等により、上記の工事着手期限以降に契約締結となった場合には、余裕期間を設定することはできず、工事着手期限から●●●日間で工事を完了させること。

9

4. 特記仕様書による条件明示の例(2)

【フレックス方式の場合に記載】

・本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と実工事期間を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別記様式-1により、工事の始期及び終期を通知すること。

工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を設置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結日の翌日から令和●●●年●●●月●●●日まで

↑※発注者が指定する工事完了期限を記載。

契約締結後において、工期の始期の変更の必要が生じた場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。なお、条件の変更がない場合において、契約時に設定した工期の変更は行わない。

【余裕期間を設定しない場合に記載】

・契約締結の翌日より令和〇年〇月〇日まで

・余裕工期は見込んでいない。

【共通事項】

・工期には、施工に必要な実作業日数以外に2)～12)の事項を見込んでいる。

なお、工期内に見込まれた準備、後片付け日数や明示されている施工条件での施工が困難となる場合には、第●条「工事工程の共有」により監督職員との協議を行うものとする。

※供用時期等が決まっていることにより、工事の完成時期が決まっている場合は、当該条件を記載

(例)当該箇所は、●年●月●日に供用を予定している箇所である。

4. 特記仕様書による条件明示の例(3)

【出水期施工を行う場合に記載】

第〇〇条 工期

1. 工期は、雨天、休日等〇日間を見込み、契約の翌日から平成〇年〇〇月〇日までとする。
なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始及び夏期休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。
2. 本工事の工期は出水期間を含んでいる。
3. 〇〇月〇〇日から〇〇月〇〇日を出水期間とし、河川区域及びその周辺で工事を行ってはならないが、下記に示す工種等においてはこの限りではない。
なお、既存堤防の治水上の安全を下げないように留意すること。
 - ・準備・後片付け
 - ・浚渫工
 - ・遮水対策(矢板)工
 - ・〇〇工

※ 準備・後片付けのみの場合__箇所は記載しない内容

2) 工程関係

- ・準備期間 〇〇日間を見込んでいる。
- ・後片付け期間 〇〇日間を見込んでいる。
- ・雨休率(実働工期日数と悪天候により作業が出来ない日数を見込むための係数) 〇. 〇
 - うち休日(土日、祝日、年末年始休暇及び夏期休暇) 〇日間見込んでいる
 - その他の作業不能日 〇日間見込んでいる
- ・〇〇〇工については、〇パーティーの施工で考えている。
- ・路上工事の縮減の為下記の期間においては、現道上で交通規制を伴う作業等は中止するものとする。
また、変更になった場合は監督職員より指示する。
 - ゴールデンウィーク 令和〇年〇月〇日(〇)〇〇時～令和〇年〇月〇日(〇)〇〇時
 - お盆 令和〇年〇月〇日(〇)〇〇時～令和〇年〇月〇日(〇)〇〇時
 - 年末年始 令和〇年〇月〇日(〇)〇〇時～令和〇年〇月〇日(〇)〇〇時
 - 年度末 令和〇年〇月〇日(〇)〇〇時～令和〇年〇月〇日(〇)〇〇時
 - その他、渋滞が予想される祭りやイベント等 令和〇年〇月〇日(〇)〇〇時～令和〇年〇月〇日(〇)〇〇時

11

4. 特記仕様書による条件明示の例(4)

- ・本工事の〇〇〇の作業については、夜間作業で計画しており、準備後片付けを含めて〇〇:〇〇～〇:〇〇までで考えている。現場条件等によりこれによりがたい場合は、別途協議する。
- ・トンネル掘削作業は、1日当りの労働時間を8時間、2方(2交替)・週5日施工を標準とし、休日等(土・日曜日、祝日、夏季休暇、年末年始休暇)の作業不能日数を見込んでいる。
- ・本工事の主要な工種の施工時間帯は以下のとおりとし、その他の工種は通常の施工時間帯で予定している。
なお、施工時間帯を変更する場合は監督職員と協議するものとするが、受注者の都合による場合は契約変更の対象としない。
 - 〇〇〇工 : 昼間
 - △△△△工 : 24時間
 - 工 : 夜間

・通常の施工時間帯で予定している。

- ・本工事の施工で、河川区域にかかる部分についての着手は、〇年〇月〇日以降とし、〇年〇月〇日までに原形復旧するものとする。但し、堤防開削の着手は〇年〇月〇日以降とする。
- ・本工事区間に一部重複して〇〇〇〇工事を〇年〇月ごろ発注する予定であるので、相互の連絡調整等を密にして行うこと。
- ・本工事区間と重複して〇〇〇〇〇工事が施工中であり、完成予定は〇年〇月〇日頃である。そのため、本工事の着手可能時期は、〇年〇月〇頃を予定している。
- ・本工事の一部の区間(測点.〇〇～測点.〇〇)は、〇〇〇〇〇工事が施工中であり、完成予定は〇年〇月〇日頃を予定している。そのため、その区間の着手可能時期は、〇年〇月〇日頃を予定している。
- ・下部工の一部については、現在施工中で、完成時期は下記を予定している。
 - A1橋台: 〇年〇月〇日頃
 - P1橋脚: 〇年〇月〇日頃
 - P2橋脚: 〇年〇月〇日頃
 - A2橋台: 完成
- ・本工事の切土の残土については、〇〇〇〇〇〇工事に運搬する計画であるが、搬出可能時期は、〇年〇月〇日頃から〇年〇月〇日頃を予定している。なお、運搬土量については、日あたり〇〇m³程度とする必要がある。
- ・本工事の盛土材については、〇〇〇〇〇〇工から運搬される土砂を利用する計画であるが、搬入可能時期は、〇年〇月〇日頃から〇年〇月〇日頃を予定している。なお、運搬土量は、日あたり〇〇/m³程度を予定している。
- ・本工事の〇〇〇の区間については、後工事を予定しているため、〇年〇月〇日までに引き渡しをするものとする。

12

4. 特記仕様書による条件明示の例(5)

- ・特別他の工事等の調整はないので、部分的には工期の設定はない。
- ・トンネル掘削作業には、時間帯による作業上の制約はないものとし、掘削には火薬の使用を予定しているが、時間帯の制約を受ける場合、又は火薬の使用ができない場合には別途協議する。

関係機関協議

- ・河川管理者等との協議の結果、河川区域にかかる部分についての着手は、〇年〇月〇日以降とし、〇年〇月〇日までに原形復旧するものとする。但し、堤防開削の着手は〇年〇月〇日以降とする。
 - ・道路管理者等との協議の結果、県道(市道)〇〇〇〇の屋間の片側交互通行は可能である。
 - ・道路管理者等との協議の結果、県道(市道)〇〇〇〇の屋間の路肩規制は可能であるが、片側交互通行は不可である。
 - ・道路管理者等との協議の結果、県道(市道)〇〇〇〇の片側工交互通行は可能であり、規制可能時間帯は21:00～6:00である。
 - ・道路管理者等との協議の結果、県道(市道)〇〇〇〇〇〇の全面通行止めは可能であり、規制可能な時間帯は、〇〇～〇〇である。
- なお、迂回路については、参考図に示すルートとする。ただし、事前協議は完了しているが、実施にあたっては、別途関係機関と詳細な協議が必要である。
- ・道路管理者等の協議の結果、足場設置後の建築限界は〇.〇m以上を確保するものとする。
 - ・河川管理者等の協議の結果、足場設置は、計画高水位(〇.〇m)以上に設置するものとする。
 - ・河川(道路)管理者との協議の結果、足場の設置は、〇年〇月〇日以降とする。なお、〇年〇月〇日頃までに撤去するものとする。
 - ・〇〇(地元、警察等)との協議の結果、〇〇〇〇を実施する際は、△△△に示す位置に交通誘導員を配置するものとする。
 - ・〇〇(地元、河川管理者等)との協議の結果、〇〇川からの取水(〇〇川への排水)は不可である。
 - ・鉄道管理者との近接協議の結果、付与された条件は以下のとおりである。
 - 1) 〇〇〇〇の作業の際は、列車見張員を配置すること。
 - 2) 作業可能な時間は〇〇～〇〇である。
 - 3) 鉄道敷地内に、クレーンのブームを入れないこと。
 - 4) 〇〇線跨線橋下部工基礎杭の打込みは〇〇工法とし、その施工時間は午後〇〇時から午前〇〇時までとする。
 - 5) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
 - 6) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
- なお、列車見張員は下記のとおり予定している。

作業区分	延べ人数	備考
列車見張員(昼間)	〇〇人	
列車見張員(夜間)	〇〇人	

13

4. 特記仕様書による条件明示の例(6)

- ・本工事の施工範囲の一部は、「〇〇〇〇国立公園」内であり、国立公園の風致景観の維持のため、自然公園法に基づく、土地の形状の変更、工作物の設置、木竹の伐採などの各種行為に制約が生じる。

現時点の協議で付与された条件は、以下のとおりである。

- 1) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
- 2) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
- 3) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

なお、工事施工における任意仮設物についても自然公園法を遵守することとし、国立公園内の各種行為は、関係機関との協議を要する場合があるため、作業着手に余裕を持った時期に監督職員の承諾を得ることとする。

- ・本工事の〇〇については、現在、関係機関と協議中であり、〇年〇月〇日頃までに協議完了し工事着手可能となる予定である。なお、協議の結果、明示していない新たな条件が付与された場合は、協議の上、変更の対象とする。
- ・関係機関(他官庁等含む)との協議はすべて完了しており、特段条件は付与されていない。

4) 用地関係

- ・本工事区間のうち参考図に示す一部の用地については、現在移転中であるが、〇年〇月〇日までに移転完了し、工事着手可能となる予定である。
- ・本工事区間のうち参考図に示す一部の用地については、〇年〇月〇日頃までに協議完了し、工事着手可能となる予定である。
- ・本工事区間のうち測点〇〇からNo.測点の間は、農作物の収穫が終わる〇年〇月〇旬まで着工してはならない。
- ・本工事区間内のNo.〇〇からNo.〇〇の間については、現在〇〇森林管理署に使用許可を申請中であり、〇年〇月〇旬から使用できる予定である。
- ・本工事の施工に必要となる参考図に示す用地については、発注者側で借地する予定であり、使用可能時期は、〇年〇月〇日以降を予定している。
- ・参考図に示す作業ヤードの借地は完了しており本工事完了まで借地する予定である。その他の借地は予定していない。
- ・工事施工において民地借上を必要とする場合の協議及び補償等は、特に指示しない限り、一切の行為は受注者の責任において処理しなければならない。
- ・本工事の施工区域外の工事用地においては、使用終了後速やかに原形復旧しなければならない。
- ・本工事における〇〇の製作にあたっては、仮設ヤードとして下記を考えているが、諸条件によりこれにより難しい場合は、別途協議する。
 - (1) 場所 : 〇〇市〇〇町〇〇地先
 - (2) 期間 : 令和〇年〇月〇日
 - (3) 復旧条件 : 原形復旧を行うものとする
- ・工事区域の用地取得については、すべて完了している。
- ・本工事における借地は予定していない。

14

4. 特記仕様書による条件明示の例(7)

5) 公害関係

- ・工事に伴う公害防止(騒音・振動・粉塵・排出ガス等)については、特段考慮していない。
- ・水替、濁水処理等は特段考慮していない。
- ・事業損失に係わる事前調査は、〇年〇月〇日までに完了する予定である。
- ・事業損失に係わる事前調査等は考えていない。
- ・本工事箇所は、特に生活環境を保全する必要がある地域であるので、下記工種の施工にあたっては、低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規定及び排出ガス対策型建設機械指定要領に基づき指定されている建設機械・設備を使用するものとする。

〇〇〇工及び〇〇〇工

- ・仮締切りの鋼矢板の施工については、油圧式可変超高周波型パイプロハンマによる打込み、電動式パイプロハンマによる引抜きを見込んでいる。なお、現地の状況(土質、地質、周辺環境等)により、これによりがたい場合は、別途監督職員と協議するものとする。
- ・本工事における〇〇工については、〇〇による水替えを〇〇日間(常時・作業時)を考えているが、これにより難しい場合は、別途協議する。
- ・本工事で発生する泥水については、〇〇工法により濁水処理を行うものとし、処理後の排出水の基準値は、PH〇〇~〇〇、SS〇〇以下とする。
- ・工事施工に伴う騒音・振動・地下水の枯渇・電波障害等により近隣家屋等に影響を及ぼす恐れがあるので、別添図面に示す範囲の〇〇戸について事前調査を行うものとし、調査方法は監督職員と協議するものとする。なお、調査戸数を変更する必要がある場合は別途協議する。

6) 安全対策関係

- ・本工事における交通誘導警備員は、〇〇〇〇に〇名(参考図のとおり)配置を考えているが、地元、警察等との協議の結果、又は現場条件等により変更が生じた場合は別途協議する。

交通誘導警備員Aとは、「警備員等の検定等に関する規則第1条第4号」に規定する1級又は2級検定合格警備員

交通誘導警備員Bとは、以下のア)又はイ)の条件を満たす者

ア)交通誘導警備員A以外の1級又は2級検定合格警備員

イ)監督職員が警備員名簿及び教育実施状況等に関する資料等により交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員と認められた者

作業区分	交通誘導警備員の区分	延べ人数	備考
夜間作業	交通誘導警備員A	50人	
夜間作業	交通誘導警備員B	150人	
昼間作業	交通誘導警備員A	10人	
昼間作業	交通誘導警備員B	40人	

15

4. 特記仕様書による条件明示の例(8)

- ・本工事施工のために使用する〇〇仮道中間点付近の学童用通路横断箇所には、朝の通学時間帯1時間は交通誘導員を配置するものとする。
- ・本工事においては、警察等との事前協議の結果、交通安全施設として〇〇〇を考えている。
- ・本工事のうちNo.〇〇~No.〇〇間の切り土作業で発破作業を行う場合は、別図に示す範囲に防護柵を設けると共に、〇〇名の保安要員を配置するものとし、作業時間は休日を除く午前〇〇時から午後〇〇時までの間とする。
- ・換気方式、換気量については、〇〇式で〇〇m³/分の換気量を見込んでいるが、現地条件等によりこれにより難しい場合は、別途協議する。
- ・公共・公益施設(鉄道、ガス、電気、電話、水道等)等からの施工上の制約はない。
- ・有毒ガス及び酸素欠乏等の対策は、特段考慮していない。

7) 工事用道路関係

- ・本工事の進入路については、〇〇〇〇からの進入で考えているが、現在、〇〇〇〇〇工事が施工中であり、完成予定は〇年〇月〇日頃を予定している。
- ・〇〇(地元、警察等)との協議の結果、土砂の運搬ルートについては、県道(市道)〇〇〇〇〇(もしくは参考図に示すルート)とし、それ以外のルートの通行は不可である。
- ・〇道〇〇号線は、〇〇市と協議の結果〇t以上の工事車両の通行はしてはならない。
- ・〇〇道〇〇線の〇〇地区は、日曜・祭日の工事作業車の運行は行わないものとする。
- ・本工事施工に伴う工事用車両進入路のうち、別添図面に示す区間については、粉塵防止のために〇回/日程度の散水を行うとともに路面維持に努めるものとする。
- ・本工事で使用する在来の仮設橋梁(〇〇橋)の設計条件は「〇活荷重」であるため、設計条件以上の工事用車両等は通行してはならない。
- ・資機材等の搬入路については、既設の道路を使用することで考えており、特に道路管理者(地元住民等)等からの制限は受けていない。

8) 仮設備関係

- ・本工事で設置した仮設備については、工事目的物が完成した段階で撤去するものとする。
- ・本工事で設置した足場は、引き続き発注される〇〇床版工事(平成〇年〇月発注予定)及び塗装工事(平成〇年〇月発注予定)に使用する予定であるので、工事完了後も存置するものとする。
- ・本工事(床版工事)は、〇〇架設工事において設置した足場を使用するが、引き続き発注される〇〇塗装工事(平成〇年〇月発注予定)にも使用する予定であるので、工事完了後も存置するものとする。
- ・本工事施工のために設置する〇〇(例えば、仮橋等)は工事終了後も存置するものとする。

16

4. 特記仕様書による条件明示の例(9)

9)建設副産物関係

・本工事により発生する建設発生土は、下記(〇〇工事)へ運搬するものとするが、これにより難しい場合は別途協議する。
なお、受入れ地での整形処理を含む。 ※整形処理の要否を記載。

- (1)受入工事 : 〇〇〇工事
- (2)受入場所 : 〇〇市〇〇町大字〇〇地先
- (3)受入時期 : 平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日
- (4)受入時間帯 : 午前〇:〇〇～午後〇:〇〇
(日曜・祝祭日を除く)

- (5)受入土質 : 〇〇質土
- (6)受入土量 : 〇〇〇m³
- (7)運搬距離 : 〇〇〇km(片道)

・本工事で発生する建設副産物のうち、〇〇〇については、必要な規格寸法に小割りした後、〇〇工へ再利用するものとする。

・本工事により発生するコンクリート塊及びアスファルト塊は、下記の再資源化施設へ運搬するものとするが、これにより難しい場合は別途協議する。

- (1)受入場所 : 〇〇市〇〇町大字〇〇地先
施設名称〇〇〇
- (2)受入時間帯 : 午前〇:〇〇～午後〇:〇〇
(日曜・祝祭日を除く)
- (3)受入寸法 : 〇〇cm以下
- (4)運搬距離

・本工事により発生する建設廃棄物のうち、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県の焼却施設及び最終処分場に搬入する産業廃棄物は、産業廃棄物の処理に係る税が課税されるので適正に処理すること。ただし、北九州市に所在する最終処分場への搬入については課税とされない。

・本工事により発生する建設廃棄物のうち、熊本県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物は、産業廃棄物の処理に係る税が課税されるので適正に処理すること。

・建設発生土及び建設副産物は今回発生しない。

17

4. 特記仕様書による条件明示の例(10)

10)工事支障物件等

・本工事区域の一部について、地下埋設物調査(または埋蔵文化財発掘調査)の必要がある(または調査中であり)〇〇〇の〇〇〇工については調査終了後に施工するものとする。なお、施工が可能な時期は〇年〇月〇日頃の予定である。

・本工事区間のうちNo.〇〇からNo.〇〇の間については、地下埋設物として〇〇〇(電気・電話・ガス・水道等)があり、移設が完了し施工が可能となる時期は、〇年〇月〇日頃の予定である。

・本工事区間のうちNo.〇〇からNo.〇〇の間については、電柱(NTT、九電、〇〇)があり、移設が完了し施工が可能となる時期は〇年〇月〇日頃の予定である。

・本工事区間において、現在〇〇が〇〇の占有物件埋設工事を平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで行う予定であるので、工事施工にあたっては〇〇と十分工程の調整を行い、慎重に施工するものとする。

・工事区域の占有等の支障物件については、地上、地下すべて移転を完了している。

・地下埋設物件等の事故防止対策については、別添「地下埋設物件等の事故防止に関する特記仕様書」によるものとする。

11)薬液注入関係

・薬液注入工法の施工予定は無い。

・本工事で施工する薬液注入工については、下記のとおりであるが、諸条件等によりこれにより難しい場合は、別途協議する。

- (1)工法区分 : 〇〇工法
- (2)注入材料 : 〇〇型〇〇系
- (3)改良範囲 : 対象土量〇〇m³(〇質土)
- (4)削孔 : 約〇m間隔、延べ〇〇m
- (5)注入量 : 〇〇%
- (6)注入率 : 1次(〇〇%)、2次(〇〇%)合計〇〇%

なお、注入材の配合等の詳細については、監督職員と協議するものとする。

・本工事で施工する薬液注入工にあたっては、周辺環境に影響を及ぼすことの無いよう、土質、地下埋設物、地下水等の事前調査を行わなければならない。

18

4. 特記仕様書による条件明示の例(11)

12) その他

- ・〇〇〇〇〇〇については、現地取り合いや地元協議等により設計変更が生じる場合がある。その場合は、工期(修正設計の期間)も含め、変更契約の対象とする。
- ・本工事における工事用資機材の保管(または仮置き)場所としては、下記のとおりとするが、これにより難しい場合は別途協議する。
 - (1) 場所 : 〇〇市〇〇町〇〇地先
 - (2) 期間 : 平成〇年〇月〇日~平成〇年〇月〇日
- ・工事用資機材の仮置きは、特段考慮していない。
- ・在来施設の撤去により生じた現場発生品は、当該工事に使用するものとし、残量については下記の場所まで運搬のうえ引渡すものとする。

現場発生品名	引渡場所

- ・本工事において再利用できない鋼製の発生品が生じた場合は、スクラップとしての価値の有無を監督職員と協議し、価値のある場合は現場発生品とし、価値のない場合は本工事にて処分するものとする。なお、この場合は契約変更の対象とする。
- ・本工事における支給品は、下記のとおりとする。

支給品名	規格	単位	数量	支給場所

- ・現場発生品及び支給品等はない。
 - ・本工事における、下記工種については〇〇と近接して施工するため、施工計画の策定及び工事の施工にあたっては十分留意するものとする。

(該当工種)

〇〇工及び〇〇工
 - ・関係機関・自治体等との近接施工は無い。
 - ・工事施工箇所の一部猛禽類(種類を記載)生息エリアがあり、以下の制約条件がある。
 - ・本工事の〇〇〇工については、施工可能時間帯は〇:〇〇~〇:〇〇とする。
 - ・〇月〇日から〇月〇日の間は、施工可能時間帯は〇:〇〇~〇:〇〇とする。
 - ・本工事の施工初期段階(〇ヶ月程度)は、モニタリングを実施しながらの施工が必要であり、その期間は、〇〇〇〇とすること。
 - ・〇月〇日から〇月〇日の間は、繁殖期となるため、〇〇〇〇〇〇とすること。
 - ・〇〇〇
 - ・〇〇
- なお、工事着手にあたって、事前に監督職員に確認する事。

19

4. 特記仕様書による条件明示の例(12)

- ・本工事で実施する〇〇〇〇工法については、以下の特許権に関わる工法である。
 - 特許第〇〇〇〇号「〇〇〇〇」
 - 特許第〇〇〇〇号「〇〇〇〇」
- ・本特許権に関わる工法の実施にあたり、当該特許工法の実施者は特許権に係わる実施契約を必要に応じて締結するものとする。
- ・特許工法は予定していない。
- ・本工事については、工事引渡し前に工事請負契約書33条により下記について部分使用する場合がある。その際は総括監督員が受注者の承諾を得るものとする。
 - (1) 部分使用範囲 : 別添図のとおり
 - (2) 目的 : 〇〇〇
 - (3) 部分使用期間 : 平成〇年〇月〇日~平成〇年〇月〇日
- ・本工事については、工事完成前に工事請負契約書第38条により下記について部分引渡しを受ける場合がある。
 - (1) 部分引渡範囲 : 別添図のとおり
 - (2) 目的 : 〇〇〇
 - (3) 部分引渡期間 : 平成〇年〇月〇日
- ・本工事の〇〇工に必要な用水の取水については、下記によるものとするが、これにより難しい場合は、別途協議する。
 - (1) 取水箇所 : 〇〇市〇〇町〇〇地先
 - (2) 取水方法 : 〇〇〇
- ・本工事においては、部分使用は予定していない。
- ・用水の取水については、特段考慮していない。

13) 国債発注の道路維持工事等の部分引き渡し

1. 本工事については、工事完成前に工事請負契約書第38条による、部分引き渡しを予定している。
2. 部分引き渡しを受ける範囲は特に指定する場合を除き、令和〇年度施工分とし、その具体的な指定部分については、別途協議するものとする。

20

工事工程の受発注者間の共有

施工当初段階において、受発注者間で工事工程のクリティカルパスと関連する未解決課題の対応者及び対応時期について共有することをルール化。
 (平成29年度より維持工事・緊急対応工事等を除き原則的に全ての土木工事で適用)

<工事工程共有の流れ>

- ① 発注者が示した設計図書を踏まえ、受注者が施工計画書を作成。
- ② 施工計画に影響する場合は、その内容と受発注者の責任を明確化。
- ③ 施工途中に受注者の責によらない工程の遅れが発生した場合には、それに伴う必要日数について工期変更を実施。



担当者	事項	○月	○月	○月	○月	○月	○月	○月
施工者	〇〇工	[Blue bar]						
	〇〇工		[Blue bar]					
	〇〇工			[Blue bar]				
	〇〇工						[Blue bar]	
発注者	支障物件移設	[Green bar]						
	〇〇協議	[Green bar]						

21

施工効率と品質の向上対策(基準類の改訂)

2. 設計変更ガイドライン(案)の改定(平成27年8月)

1)改定のポイント

<策定の背景>

- ・改正品確法(平成26年6月)の基本理念には、発注者の責務として、請負契約の当事者が対等の立場における合意に基づいて「公正な契約を適正な額の請負契約代金で締結」することや「適切な設計変更」が示されている。

(1)設計変更協議会等での協議

- ・受注者は、設計変更協議会等において、必要に応じて概算金額の提示を求めることができます。また、発注者は受注者からの要請があれば、設計変更協議会等での結果を受けて、指示書に概算金額を明示します。

(2)概算金額の明示の考え方

1. 指示書には、変更内容による変更見込み概算額を記載する。
2. 類似する他工事の事例や設計業務等の成果、協会資料及び受注者からの見積書(妥当性を確認したもの)などを参考に記載する。
3. 概算金額は、百万円単位を基本(百万円以下の場合は十万円単位)とする。
4. 記載する概算金額は、「参考値」であり、契約変更額を拘束するものではない。
5. 緊急に行う場合、または何らかの理由により概算金額の算定に時間を要する場合は、「後日通知する」ことを添えて指示を行うものとする。

(3)請負代金額の変更について

- ・変更見込金額が請負代金額の30%を超える場合は、分離発注が著しく困難で、一体施工の必要性があるものに限って、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金又は工期の変更を行うこととする。

22

施工効率と品質の向上対策(基準類の改訂)

2)設計変更ガイドライン(案)とは

土木工事の背景

- 多種多様な現地の自然条件下で生産されるという特性から、設計図書に示された施工条件が実際と一致しない場合がある。
- 設計図書で想定していなかった条件が発生する場合がある。
- 設計図書に誤謬、脱漏、不明確な表示の場合がある。

策定の目的

- 契約関係の適正化、責任の所在の明確化。
- 設計図書の変更手続きの円滑化
- 契約関係の適正化により、必要とする工事事務物の品質の確保

設計変更ガイドライン(案)の主な内容

○設計変更ガイドライン(案)には、**設計変更が可能なケースの具体的事例等**が示されている
大きくは、(1)工事請負契約書第18条第1項に該当する場合、(2)設計の照査の範囲を超える作業が生じる場合、(3)発注者が変更を必要と認める場合、(4)工事を一時中止する必要がある場合に分けられる

【参考】(1)工事請負契約書第18条第1項第一号～第五号に該当する具体例を以下に示す

- 【第1項第一号】 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しない、設計書と図面で材料の規格が一致しない
- 【第1項第二号】 設計図書に誤謬又は脱漏がある、条件明示する必要がある場合にも係らず、土質や地下水位に関する一切の条件明示がない、設計図書に示されている工法では明示されている土質に対応していない
- 【第1項第三号】 設計図書の表示が明確でない、土質柱状図は明示されているが地下水位が不明確な場合
・使用する材料の規格(種類、強度等)が明確に示されていない
- 【第1項第四号】 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない、設計図書に明示された土質や、地下水位が現地条件と一致しない、設計図書に明示された地盤高と工事現場の地盤高が一致しない
- 【第1項第五号】 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた、埋蔵文化財が発見され調査が必要となった、工事範囲の一部に軟弱な地盤があり、地盤改良が必要となった

○設計変更が可能なケースの他に、設計図書の照査(工事請負契約書第18条第1項の照査)や設計変更が不可能なケース、手続きの流れや工期・請負代金額の変更等について記載されているため、受注者と発注者がと対等な立場で協議を行い、円滑な請負契約を執行していくためにも、双方が設計変更ガイドライン(案)を今まで以上に活用して頂くことが重要である。

23

施工効率と品質の向上対策(基準類の改訂)

3. 工事一時中止に係るガイドライン(案)の改定(平成28年6月)

1)改定のポイント

(1)工期短縮計画書の作成

- ・発注者は工事一時中止の解除にあたり工期短縮を行う必要があると判断した場合は、受注者と工期短縮について協議し合意を図る。
- ・受注者は、発注者からの協議に基づき、工期短縮を行う場合はその方策に関する工期短縮計画書を作成し、発注者と協議を行う。
- ・協議にあたっては、工期短縮に伴う増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識の相違が生じないようにする。

(2)工期短縮を行った場合(当初設計から施工条件の変更がない場合)

■増加費用の考え方

①工期短縮の要因が受注者の責によらないもの……………【増加費用を見込む】

- ex. ・工事を中止及び新規工種を追加したにも関わらず工期延期せず当初工期のままとした場合
- ・想定以上の悪天候により、当初予定の作業日数の確保が見込めず、通常工期延期が必要であるところ、工期延期ができない条件の場合

②工期短縮の要因が受注者に起因するもの……………【増加費用は見込まない】

- ex. ・受注者の都合により、当初工程を短縮せざるを得ない場合

■増加費用を見込む場合の主な項目の事例

- ・当初昼間施工であったが、工種追加により夜間施工を追加した場合は、夜間施工の手に要する費用。
- ・パーティー数を増加せざるを得ず、建設機械等の台数を増加させた場合に要する費用。
- ・その他、必要と思われる費用。

※増加費用の内訳については受注者と発注者で協議を行うものとする。

24

施工効率と品質の向上対策(基準類の改訂)

2) 工事一時中止に係るガイドライン(案)とは

ガイドライン策定の背景

○工事の発注に際しては、地元設計協議、工用地の確保、占用事業者等との協議並びに関係機関協議を整え、適正な工期を確保し、発注を行うことが基本となるが、円滑かつ効率的な事業執行を図るため、一部の工事で各種協議や工用地の確保が未完了な場合においてもやむを得ず条件明示を適切に工事発注を行う場合がある。

○各種協議や工用地の確保が未完了な状態で発注を行った工事や、工事の施工途中で受注者の責に帰することができない事由により施工ができなくなった工事等については、工事の一時中止の指示・通知を行わなければならない。

しかし、一部の工事において一時中止の指示・通知を行っていない工事も見受けられ、受注者の現場管理費等の増加や配置技術者の専任への支障が生じているといった指摘がある。

○これらの課題を踏まえ、受発注者が工事一時中止について、適正な対応を行うためにガイドライン(案)を策定したものである。

工事一時中止に係るガイドライン(案)の主な内容

○工事一時中止に係るガイドライン(案)には**増加費用の考え方等**が示されている

●増加費用等の適用は、発注者が工事の一時中止(部分中止により工期延期となった場合を含む)を指示し、それに伴う増加費用等について受注者から請求があった場合に適用する。

●増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用とする。

【参考】

◇工事現場の維持に要する費用

中止期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は技術職員を保持するために必要とされる費用等

中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用

◇工事体制の縮小に要する費用

中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者、技術職員の配置転換に要する費用等

◇工事の再開準備に要する費用

工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、技術職員の転入に要する費用等

○増加費用の考え方その他、工事の一時中止に係わるフローや発注者の中止指示義務、基本計画書の作成、工期短縮計画書の作成等について記載されているため、受発注者が工事一時中止する際に、適切な対応が行えるよう、工事一時中止に係るガイドライン(案)を今まで以上に活用して頂くことが重要である。